

第 1 3 回小浜市農業委員会議事録
(縦覧用)

と き 令和6年6月28日(金)午後4時00分

ところ 小浜市役所 3階 302会議室

出席委員

1 番 岡田昌樹	2 番 早俊夫	3 番 福永信明
4 番 赤尾裕子		6 番 和田千代
7 番 東清俊	8 番 内田篤宏	
10 番 松尾志信		

欠席委員

5 番 河嶋幸男	9 番 岡本康次	

遅刻委員

出席事務局 藤本事務局長、山崎、田中、荒木

令和6年6月28日（金）午後4時00分小浜市役所3階302会議室において、第13回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第45号 現況証明申請について

議案第46号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について

報告第16号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

【議長】ただいまより第13回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

<事務局長より6月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として7番東委員、8番内田委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、5番河嶋委員、6番和田委員でした。

それでは、『議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第45号現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第45号現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第46号農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので『議案第46号農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について』は、原案どおり決定とさせていただきます。

続きまして、『報告第16号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】これですべての議案を終了しました。

その他、何かございましたらお願いします。

【議長】また、農業委員、農地利用最適化推進委員より農地利用最適化推進活動報告があればお願いします。

<福永委員 農地法について勉強会(3条許可要件)>

【1番委員】管理不十分な耕作者は農地を取得することができないのか。

【3番委員】そうです。効率的に使っていなければだめだというのがあるので。

【事務局】遊休農地をもっている人は許可できないということになります。自己所有地で他にできるところがあるのにそこをほったらかしておいて新たなところは必要ないでしょう、ということだと思います。

【1番委員】そうすると許可のときに確認しないといけない。

【3番委員】他も使っているか当然、確認して審査する。

【事務局】そうなので、毎年の利用状況調査は重要です。

【1番委員】今日の議題の中に県外の人が農地取得されるというものがあった。地域との調和という話があって地元の人とうまくやっていけるのかなと心配です。その辺りも含めて見ないといけないのか。

【3番委員】あその土地を見れば周りに農地がないので、地域調和といっても周りの人と仲良くできるかが問題ではないので、周りの農地に支障を及ぼさないかということなので問題ないのかなと思います。それよりも〇〇ということだったので、少し引っ掛かりました。引っ越してきて家まで買うということですが。ただ〇〇に住んだまま来ますよというのはどうなんですかね。

【1番委員】週3回でしたか。

【事務局】週の半分ぐらいとは聞いています。

【議長】別荘みたいな扱いですね。

【事務局】その農地を耕作するのに小浜に何の拠点もなくというのでは許可できないと思いますが、一応、週3日とはいえ住むと言っているもので、利用はできるかなと判断しました。

【3番委員】農業機械もこっちにあれば問題ないのでは。例えば、羽田に本社のある法人が北海道に農地を借りたことがありました。向こうに人も配置するしもちろん機械とかも事務所も置くので、本社が羽田にあるということだけなので。

【1番委員】〇〇は以前にも同様のケースがありましたね、空き家付き農地。移住者がいるんですね。いいところなんですね。

【7番委員】一番大変なのは、年いってから移住されるケース。家の周りに木を植えるんですが、これは将来誰が管理するのかと心配になる。

【1番委員】耕作するしないに関わらず、集落というのはなかなか地域との調和って難しい。

【議長】他にご意見ありませんか。

【6番委員】5月13日に鯖江市で女性農業委員会の総会がありましたので、その報告をさせていただきたいと思います。女性委員24名と事務局11名が参加しました。役員の改選も行われまして若狭町の藤本農園の藤本和美さんが会長に就任されました。その後研修会がありまして、新潟県阿賀野市で農業委員を7期務める笠原直美さんが阿賀野市における地域計画策定の取り組みについてという題でオンライン講演をなさいました。その内容が非常におもしろかったので少しだけご紹介したいと思います。地域計画における目標地図の策定ということで、令和7年末に地域計画を公表するというので全国の市町村の農業委員の方が活動されているわけですが、そもそも地域計画とは何ぞやとか、目標地図は何の為に作成するのかという意識の統一があまりなされない中で、事務局に先導していただいているという状況の中で、阿賀野市においては何のための目標地図なのかということで委員の活動の前に意識合わせをするためにリーフレットを作って、これを読むことで委員が主体性を持って活動できるのではないかと思います。とても良いなと思いました。また、地域の寄り合いの話し合いの中には担い手さんだけではなくて、農地を持っているけど耕作していない土地持ち非農家さんにも必ず参加してもらっているそうです。大きな担い手さんじゃないけど、小さい農地をもっている方にも、まず1回目は農地を持っている集落の人全員で集まってもらって、開催することを条件にしていらっしゃるそうです。その目的は地域計画が何かということをもみんなに理解してもらうためにそうしているとおっしゃっていました。そのために「地域計画って何？」という資料を本当に分かってもらうまで何十回でも説明するとおっしゃっておられました。その目的は地域計画を成功させるためにやるというよりはこの問題を地域の問題としてみんな捉えてもらいたいとそのためにならざるを得ないかなという印象を受けました。このお話の中で一番おもしろかったのは地域計画というのは10年後の農地を見据えて色塗りをやっ

ていくわけですけど、色塗りのみならず集落が抱える営農の問題とか遊休地の問題とか共同作業の問題なんかをこの寄合でみんなで話し合うことにしていることです。だから終わりがなくてエンドレスなんです。1回目の会議があった後は、じゃあ次しましょうかと、今回は大体話がまとまったから1年後でいいのではないかと、じゃあ1年後の何月何日にしましょうと決めて解散するとか、他の地域によっては離農者がでた段階で必ず1回寄り合って話し合おうという風に決めている地域もあるとおっしゃってました。私は10数年前に東京からこっちに移住してきまして今は遠敷の担当をさせてもらっているわけなんですけど、私は本当に部外者で遠敷でこういったことが本当にできるかということ全然できないんですけど、今、農業委員の皆さんが地域に根差した活動をしている中でこの笠原さんのお話を聞いていただけたなら集落の問題の解決の糸口になるのではないかなと思いました。それで今回ご紹介させていただいたわけなんですけど事務局さんもし機会がありましたら、この笠原さんにオンラインでお話しを聞く機会を進めていただけたならと思います。

【議長】笠原さんは立場的にどういう方ですか。

【6番委員】阿賀野市農業委員会長職務代理者ということです。

<事務局事務連絡>

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第13回農業委員会を終了させていただきます。